

山鹿市立鹿北小学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成28年4月10日策定
令和8年6月18日改訂

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方 (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、決して許されない」「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という認識、危機意識及び信念を強く持って、家庭・地域等と連携を図り、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、取組を推進する。

また、教育委員会や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

- ① いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ③ いじめは、大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側に問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方におおきな関わりを有している。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

(いじめの定義) (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、本校児童に対して、本校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 「生徒指導・いじめ・不登校対策委員会」の設置(いじめ防止対策推進法第22条)

(構成員)	※必要に応じて
○校長 ○教頭 ○教務主任	○PTA会長
○生徒指導担当 ○人権教育主任	○学校運営協議会委員
○特別支援教育コーディネーター	○スクールカウンセラー
○養護教諭 ○その他関係職員	○スクールソーシャルワーカー
	○学校支援アドバイザー

(2) 役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめの疑いに関する情報があった場合には、緊急の対策委員会を開催し、いじめの情報の共有、関係児童への事実確認を行うとともに、対応方針を決定し、保護者と連携のもと、指導及び支援を行う。
- ⑤ いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

(3) 開催

定例対策委員会は、毎月1回開催する。

※事案発生の場合には、緊急対策委員会を開催する。

3 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止 ～いじめの起こらない風土をつくる～

児童生徒が、周囲の友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことを認識しておく。

① 規律を守る

- 次の授業の準備をして終わり、チャイムが鳴ったら着席して学習を始める。当番や係活動は責任をもってやり遂げる。他者を傷つける言動はしない等が守れる学級づくりを行う。
- 「社会で許されないことは学校でも許されない。」「自分がされて嫌なことは人にはしない。」など、家庭と協力してルールを守る子どもを育てる。

② 分かる・できる授業の工夫

- どの子にも分かるように板書や活動を工夫したり、教材を研究したりして、一人一人が達成感や充実感をもてる授業づくりを行う。児童のつまづきを把握し、分かる・できる支援を行う。

③ 自己有用感を育てる

- すべての児童が参加・活躍できる場を設定し、自尊感情や自己有用感を育てる。

④ 人間関係の構築・教職員の言動

- 集団の一員としての自覚を高め、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人

の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくる。

- 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするなど、教職員の不適切な認識や言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを認識し、指導の在り方には細心の注意を払う。

⑤ 人権教育・道徳教育の充実

- 鹿北小人権スローガンを児童会で考え、実行・振り返りを行う。
- 豊かな体験活動との関連を図った道徳教育を推進する。
- 縦割り班活動、保小中交流・連携の取組を行う。
- 年3回の人権学習、年2回の人権集会の実施

⑥ 「SOSの出し方」教育の推進及び相談体制の充実

- 定期的なアンケートの実施及び教育相談等の実施
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや巡回教育相談員、電話相談窓口の周知・活用（HPへの掲載）
- タブレット上でのいじめ相談・通報窓口の設置・活用

⑦ インターネット上のいじめ防止について

- 関係機関との連携を図り、インターネットを使用する際のルールやモラル、ネット上のいじめに係る基礎知識を理解させる。

⑧ 「子どもの居場所づくり推進テーブル」の取組

- 「子どもの居場所づくり推進テーブル」の4つの視点「児童生徒同士のつながり（人間関係）」「教職員と児童生徒のつながり（信頼関係）」「組織体としての教職員同士のつながり（一致団結）」「学校と家庭、地域・関係機関のつながり（連携・協働）」を大事にし、校内指導体制の改善・充実を図る。

⑨ 保護者や地域への働きかけ

- 授業参観、PTA講演会の開催、学校だより・学級だより等により、情報共有を図る。
- 教育相談、個人面談や家庭訪問等において、児童の様子について情報を共有し、親子で考える機会を設ける。

(2) いじめの早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われ、潜在化することを認識する。ささいな兆候であっても、教職員相互が積極的に児童の情報を共有し、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

① 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

- 休み時間や昼休み、放課後等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。
- いじめ相談の窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりを行う。
- いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。

② 日記や連絡帳、幸の国ノートの活用

- 日記や幸の国ノートを活用し、悩み等の把握に努め、担任と子ども・保護者の信頼関係を構築する。
- 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

③ いじめ実態調査アンケート

- アンケートは発見の手立ての一つであるとの認識のもと、毎月1回実施する。
- 実施にあたっては、生活アンケートの中に含めて実施し、いじめの早期発見に役立てる。

④ 教育相談の実施

- 定期的に教育相談期間を設定し、すべての児童を対象とした教育相談を実施する。
- 学校内外における子どもに対する相談体制の充実を図り、子どもが気軽に相談できる環境づくりに努める。

(3) いじめに対する措置 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

対応にあたっては、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応する。

※いじめ対応の基本的な流れは、別紙1参照

4 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、山鹿市教育委員会へ速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取組を評価する。

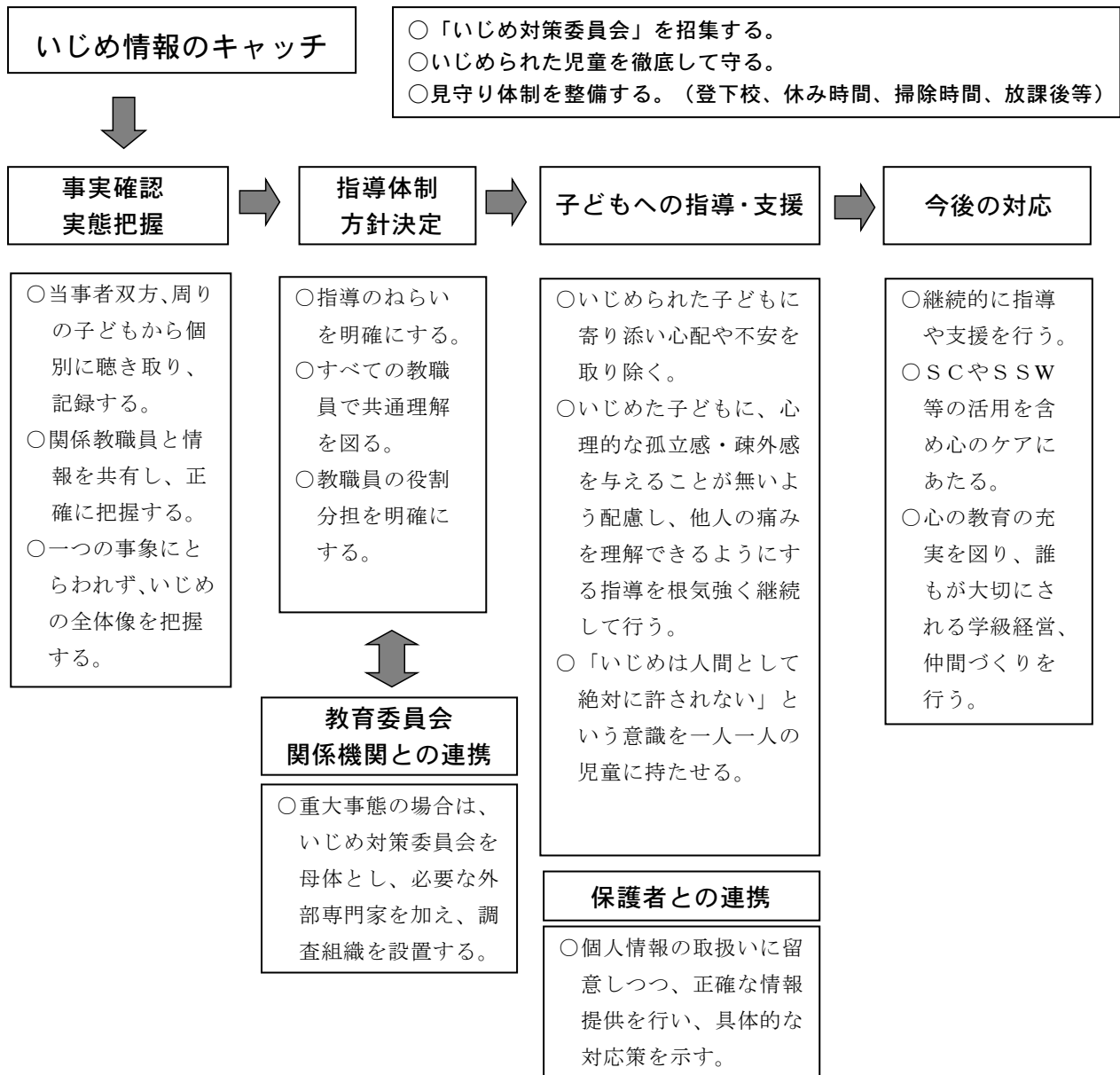
- (1) いじめの未然防止に関する取組に関すること
- (2) いじめの早期発見に関する取組に関すること

※ 「いじめ対応の基本的な流れ」は、別紙1を参照のこと。

※ 「いじめ防止年間指導計画」は、別紙2を参照のこと。

別紙 1

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた子どもに対して

ア 子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ 保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらうとともに、継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

② いじめた子どもに対して

ア 子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

イ 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然と姿勢を、学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(3) 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況把握に努める。
- いじめられた子どもに対しては、褒めたり、認めたりと肯定的に関わり自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にSCやSSWなど関係機関を活用して心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。